

(地方公共団体の補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の賃貸料又は価額)

第十八条 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された賃貸の用に供する特定建築物の国土交通省令で定める期間における賃貸料について、当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

2 前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

3 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された特定建築物の譲渡価額について、当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、譲渡に要する事務費、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

(地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第十九条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号イに掲げる事項として記載された都市機能の集約を

図るための拠点となる地域の整備に関する事項に係る土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業をいう。）であつて同法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画においては、認定集約都市開発事業により整備される特定建築物（第九条第二項第一号の区域内の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な建築物に限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地（同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第八百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と、「第一百四条第十一項」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第二項において準用する第一百四条第十一項」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する土地区画整理事業を施行する者は、同項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第一百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、前三項の規定による処分及び決定について準用する。

#### （駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

第二十条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第一号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る駐車機能集約区域内における駐車場法第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の駐車機能集約区域（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）第七条第三項第一号に規定する駐車機能集約区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第

一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同号に規定する集約駐車施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）内に駐車施設を設けなければならぬ旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車機能集約区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地区内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車機能集約区域の区域内」と、「地区又は地区内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内の」とする。

### 第三節 共通乗車船券等

#### 第一款 共通乗車船券

第二十一条 運送事業者は、低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号ロに掲げる事項として記載された

公共交通機関の利用の促進に関する事項を実施するため、計画区域に来訪する旅客又は計画区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券（二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。）に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で国土交通大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第八条第一項後段の規定による届出をしたものとみなす。

## 第二款 鉄道利便増進事業

### （鉄道利便増進事業の実施）

第二十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号イに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して鉄道利便増進事業を実施するための計画（以下「鉄道利便増進実施計画」という。）を作成し、こ

れに基づき、当該鉄道利便増進事業を実施するものとする。

2

鉄道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 鉄道利便増進事業を実施する区域

二 鉄道利便増進事業の内容

三 鉄道利便増進事業の実施予定期間

四 鉄道利便増進事業の資金計画

五 鉄道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

六 その他国土交通省令で定める事項

3 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成しようとするとときは、あらか

じめ、当該鉄道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければならない。

4 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これ

を計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、鉄道利便増進実施計画の変更について準用する。

(鉄道利便増進実施計画の認定)

第二十三条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するためには適切なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該鉄道利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る鉄道利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。  
二 鉄道利便増進実施計画に記載された事項が当該鉄道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 鉄道利便増進実施計画に記載された旅客鉄道事業のうち、次のイからハまでに掲げる許可又は認可を

受けなければならないものについては、当該旅客鉄道事業の内容がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合するものであること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

四 鉄道利便増進実施計画に記載された旅客鉄道事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可を受けなければならぬものについては、当該旅客鉄道事業を実施しようとすると者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

4 前項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとする。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた鉄道利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国

土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 土交通大臣は、第三項の認定を受けた鉄道利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定鉄道利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道利便増進実施計画に従つて鉄道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### （鉄道事業法の特例）

第二十四条 鉄道利便増進事業を実施しようとする者がその鉄道利便増進実施計画について前条第二項又は第六項の認定を受けたときは、当該鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項若しくは第十六条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

### 第三款 軌道利便増進事業

#### （軌道利便増進事業の実施）

第二十五条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る軌道利便増進事業を実施しようとする者は、当該低炭素まちづくり計画に即して軌道利便増進事業を実施するための計画（以下「軌道利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該軌道利便増進事業を実施するものとする。

2 軌道利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 軌道利便増進事業を実施する区域
- 二 軌道利便増進事業の内容
- 三 軌道利便増進事業の実施予定期間
- 四 軌道利便増進事業の資金計画
- 五 軌道利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果
- 六 その他国土交通省令で定める事項

3 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、軌道利便増進実施計画を作成しようとするとときは、あらかじめ、当該軌道利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければならない。

4 軌道利便増進事業を実施しようとするとする者は、軌道利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、軌道利便増進実施計画の変更について準用する。

（軌道利便増進実施計画の認定）

第二十六条 軌道利便増進事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道利便増進実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該軌道利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る軌道利便増進

実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 軌道利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道利便増進実施計画に記載された事項が当該軌道利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道利便増進実施計画に記載された旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許並びに同法第十一条第

一項の運賃及び料金の認可の基準に適合するものであること。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許並びに同法第十一条第一項の運賃及び料金の認可を受けなければならないものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 國土交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、國土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、國土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聞くものとする。ただし、道路管理者に意見を聞く必要がないものとして國土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聞く必要がないものとして國土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

6 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

7 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた軌道利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。

9 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた軌道利便増進実施計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下この項及び第三十一条において「認定軌道利便増進実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道利便増進実施計画に従つて軌道利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

10 第三項の認定及び第七項の変更の認定に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

（軌道法の特例）

第二十七条 軌道利便増進事業を実施しようとする者がその軌道利便増進実施計画について前条第三項又は

第七項の認定を受けたときは、当該軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業のうち、軌道法

第三条の特許若しくは同法第十一一条第一項の運賃若しくは料金の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により特許若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

#### 第四款 道路運送利便増進事業

##### （道路運送利便増進事業の実施）

第二十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第二号ハに掲げる事項が記載されているときは、当該事項に係る道路運送利便増進事業を実施しようとすると者は、単独で又は共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して道路運送利便増進事業を実施するための計画（以下「道路運送利便増進実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路運送利便増進事業を実施するものとする。

2 道路運送利便増進実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

##### 一 道路運送利便増進事業を実施する区域

##### 二 道路運送利便増進事業の内容

##### 三 道路運送利便増進事業の実施予定期間

#### 四 道路運送利便増進事業の資金計画

五 道路運送利便増進事業の実施による都市の低炭素化の効果

#### 六 その他国土交通省令で定める事項

3 道路運送利便増進事業を実施しようとするとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成しようとするとときは、あらかじめ、当該道路運送利便増進事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聴かなければならぬ。

4 道路運送利便増進事業を実施しようとするとする者は、道路運送利便増進実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、道路運送利便増進実施計画の変更について準用する。

#### （道路運送利便増進実施計画の認定）

第二十九条 道路運送利便増進事業を実施しようとするとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送利便増進実施

計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において

、計画作成市町村は、当該道路運送利便増進実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る道路運送利便増進実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 道路運送利便増進実施計画に記載された事項が当該道路運送利便増進事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 道路運送利便増進実施計画に記載された一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六条各号（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十三条第三項各号（同条第五項において読み替えて準用する同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合するものであり、かつ、当該一般乗合旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を実施しようとする者が同法第七条各号（同法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと。

4 國土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、國土交通省令で定めるところにより關係する道路管理者に、國土交通省令・内閣府令で定めるところにより關係する公安部委員会に、それぞれ意見を聽くものとする。ただし、道路管理者の意見を聽く必要がないものとして國土交通省令で定める場合、又は公安部委員会の意見を聽く必要がないものとして國土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

5 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後）のもの。以下この項及び第三十一条において「認定道路運送利便増進実施計画」という。）が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送利便増進実施計画に従つて道路運送利便増進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### （道路運送法の特例）

第三十条 道路運送利便増進事業を実施しようとすると者がその道路運送利便増進実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四条第一項若しくは第四十三条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

#### 第五款 報告の徴収

第三十一条 國土交通大臣は、認定鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業、認定軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業又は認定道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業を実施する者に対し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。

#### 第四節 貨物運送共同化事業

## （貨物運送共同化事業の実施）

第三十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第三号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る貨物運送共同化事業を実施しようとする者（以下「共同事業者」という。）は、共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して貨物運送共同化事業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施するものとする。

### 2 貨物運送共同化実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貨物運送共同化事業を実施する区域
- 二 貨物運送共同化事業の内容
- 三 貨物運送共同化事業の実施予定期間
- 四 貨物運送共同化事業の資金計画
- 五 貨物運送共同化事業の実施による都市の低炭素化の効果
- 六 貨物運送共同化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の運輸に関する協定を締結するときは、その内容

## 七 その他国土交通省令で定める事項

3 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該貨物運送共同化事業に関する事項が記載されている低炭素まちづくり計画を作成した市町村（次項及び次条において「計画作成市町村」という。）の意見を聽かなければならぬ。

4 共同事業者は、貨物運送共同化実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを計画作成市町村に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、貨物運送共同化実施計画の変更について準用する。

### （貨物運送共同化実施計画の認定）

第三十三条 共同事業者は、国土交通大臣に対し、貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、計画作成市町村を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該貨物運送共同化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る貨物運送共同

化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 貨物運送共同化実施計画に記載された事項が当該貨物運送共同化事業を確實に遂行するため適切なものであること。

三 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについて  
は、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七  
号のいずれにも該当しないこと。

四 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物  
利用運送事業（貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。次項において同  
じ。）を除く。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が同法第二十二条各号のいずれに  
も該当せず、かつ、その内容が同法第二十三条各号に掲げる基準に適合するものであること。

五 貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについて

は、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五条各号のいずれにも該当せず、かつ、その内容が同法第六条第一号から第三号までに掲げる基準に適合するものであること。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その貨物運送共同化実施計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送（貨物利用運送事業法第六条第一項第五号に規定する国際貨物運送をいう。）に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

5 國土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に通知するものとする。

6 第三項の認定を受けた者（次条第二項及び第三十五条第二項において「認定共同事業者」という。）は、当該認定を受けた貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、國土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。

8 國土交通大臣は、第三項の認定を受けた貨物運送共同化実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定貨物運送共同化実施計画」という。）が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定貨物運送共同化実施計画に従つて貨物運送共同化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

（貨物利用運送事業法の特例）

第三十四条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従つて同法第十二条の運

輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨物運送共同化実施計画に従つて同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

第三十五条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について第三十三条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 認定共同事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定共同事業者たる他の運送事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条の運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定貨物運送共同化実施計画に従つて同項において準用する同条の運輸に関する協定を変更したときも、同様とする。

（貨物自動車運送事業法の特例）